

日行連発第 682 号
令和 4 年 8 月 29 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 原田 誠

自賠責保険・共済紛争処理機構の紛争処理業務規程の改正について（周知）

自動車損害賠償保障法の一部が改正され、指定紛争処理機関に係る内容として、時効の完成猶予や訴訟手続の中止の規定が新設されました。また、改正法を踏まえ、自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部が改正され、紛争処理の申請の通知、申請の変更等、必要な手続の規定の整備を行うことに加えて、紛争処理の申請等の手続について、電子化への対応が定められました。

これらの改正法令により、指定紛争処理機関である（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構の「紛争処理業務規程」も改正され、令和 4 年 9 月 1 日より実施されることになったということで国土交通省より別添資料のとおり周知依頼がありました。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、別添資料について会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

別添資料：

- 1 自動車損害賠償保障法 新旧対照表
- 2 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 紛争処理業務規程（改正後）
- 3 紛争処理業務規程 新旧対照表

※ □で囲った部分がADRに係る条項

○ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第二節の二 指定紛争処理機関（第二十三条の五―第二十三条の二―十三）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章 自動車事故対策事業</p> <p>第一節 総則（第七十一条）</p> <p>第二節 自動車損害賠償保障事業（第七十二条―第七十七条）</p> <p>第三節 被害者保護増進等事業（第七十七条の二―第七十七条の四）</p> <p>第四節 雑則（第七十八条―第八十二条の二）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立するとともに、これを補完する措置を講ずることにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。</p> <p>（指定紛争処理機関の指定等）</p> <p>第二十三条の五 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、保険金等又は共済</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第二節の二 指定紛争処理機関（第二十三条の五―第二十三条の二―十一）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章 政府の自動車損害賠償保障事業（第七十一条―第八十二条の二）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。</p> <p>（指定紛争処理機関の指定等）</p> <p>第二十三条の五 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、保険金等又は共済</p>

金等の支払に係る紛争（以下「紛争」という。）の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「紛争処理業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、紛争処理業務を行う者として指定することができる。

一 五（略）

2 5（略）

（業務）

第二十三条の六 指定紛争処理機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 紛争の当事者である保険会社、組合、被保険者、被共済者又は被害者からの申請により、当該紛争の調停（以下「紛争処理」という。）を行うこと。

二（略）

2（略）

（時効の完成猶予）

第二十三条の十四 紛争処理による解決の見込みがないことを理由に指定紛争処理機関により当該紛争処理が打ち切られた場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争処理の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 第二十三条の十七第二項の規定により指定がその効力を失い、かつ、当該指定がその効力を失つた日に紛争処理が実施されていた紛争がある場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者が同条第四項の規定による通知を受けた日又は当該指定がその効力を失つたことを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争処理の目的と

金等の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「紛争処理業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、紛争処理業務を行う者として指定することができる。

一 五（略）

2 5（略）

（業務）

第二十三条の六 指定紛争処理機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 保険金等又は共済金等の支払に関する紛争の当事者である保険会社、組合、被保険者、被共済者又は被害者からの申請により、当該紛争の調停（以下「紛争処理」という。）を行うこと。

二（略）

2（略）

（新設）

なつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

3 指定が第二十三条の二十一第一項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日³に紛争処理が実施されていた紛争がある場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者が同条第三項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第二十三条の十五 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定紛争処理機関による紛争処理が実施されていること。

二 前号に掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定紛争処理機関による紛争処理によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第二十三条の十六 (略)

(業務の休廃止等)

第二十三条の十七 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により紛争処理業務の全部の廃止の許可を受けた者は、当該許可の日から二週間以内に、当該許可の日⁴に紛争処理が実施されていた紛争の当事者に対し、当該許可を受けた旨及び第二項の規定

(新設)

第二十三条の十四 (略)

(業務の休廃止等)

第二十三条の十五 (略)

2・3 (略)

(新設)

により指定がその効力を失った旨を通知しなければならない。

第二十三条の十八、第二十三条の二十（略）

（指定の取消し等）

第二十三条の二十一 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、指定紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一（略）

二 第二十三条の五第三項若しくは第五項、第二十三条の七、第二十三条の八第一項、第二十三条の十、第二十三条の十三、第二十三条の十六又は第二十三条の十七第一項の規定に違反したとき。

三、六（略）

2（略）

3 第一項の規定により指定の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間以内に、当該処分の日に紛争処理が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨を通知しなければならない。

第二十三条の二十二・第二十三条の二十三（略）

第四章 自動車事故対策事業

第一節 総則

第七十一条 政府は、この法律の規定により、自動車事故対策事業として、次条第一項に規定する自動車損害賠償保障事業及び第七十七条の二第一項に規定する被害者保護増進等事業を行う。

第二十三条の十六、第二十三条の十八（略）

（指定の取消し等）

第二十三条の十九 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、指定紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一（略）

二 第二十三条の五第三項若しくは第五項、第二十三条の七、第二十三条の八第一項、第二十三条の十、第二十三条の十三、第二十三条の十四又は第二十三条の十五第一項の規定に違反したとき。

三、六（略）

2（略）

（新設）

第二十三条の二十・第二十三条の二十一（略）

第四章 政府の自動車損害賠償保障事業

（新設）

（自動車損害賠償保障事業）
第七十一条 政府は、この法律の規定により、自動車損害賠償保障事業を行う。

第二節 自動車損害賠償保障事業

(業務)

第七十二条 政府は、自動車損害賠償保障事業として、次の業務を行う。

一 自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときに、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害を填補すること。

二 責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者が、第三条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合（その責任が第十条に規定する自動車の運行によつて生ずる場合を除く。）に、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害を填補すること。

三 第十六条第四項又は第十七条第四項（これらの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求により、これらの規定による補償を行うこと。

2 前項各号の請求の手續は、国土交通省令で定める。

（他の法令による給付との調整等）

第七十三条 被害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他政令で定める法令に基づいて前条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補に相当する給付を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項第一号又は第二号の規定による損害の填補をしない。

2 前条第一項第二号の場合において、被害者が第三条の規定による損害賠償の責に任ずる者から損害の賠償を受けたときは、政府は、その金額の限度において、同号の規定による損害の填補をしない。

(新設)

(業務)

第七十二条 政府は、自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときは、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者が、第三条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合（その責任が第十条に規定する自動車の運行によつて生ずる場合を除く。）も、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。

2 政府は、第十六条第四項又は第十七条第四項（これらの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求により、これらの規定による補償を行う。

3 前二項の請求の手續は、国土交通省令で定める。

（他の法令による給付との調整等）

第七十三条 被害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他政令で定める法令に基づいて前条第一項の規定による損害のてん補に相当する給付を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項の規定による損害のてん補をしない。

2 前条第一項後段の場合において、被害者が第三条の規定による損害賠償の責に任ずる者から損害の賠償を受けたときは、政府は、その金額の限度において、前条第一項後段の規定による損害のてん補をしない。

（第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補についての履行期）

第七十三条の二 政府は、第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補の請求があつた後、当該請求に係る自動車の運行による事故及び填補すべき損害の金額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

2 政府が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、政府は、これにより損害の填補を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

（差押えの禁止）

第七十四条 第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による請求権は、差し押さえることができない。

（時効）

第七十五条 第十六条第四項若しくは第十七条第四項（これらの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項第一号若しくは第二号の規定による請求権は、これらを行使用することができる時から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（代位等）

第七十六条 政府は、第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

2・3 （略）

い。

（第七十二条第一項の規定による損害のてん補についての履行期）

第七十三条の二 政府は、第七十二条第一項の規定による損害のてん補の請求があつた後、当該請求に係る自動車の運行による事故及びてん補すべき損害の金額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

2 政府が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、政府は、これにより損害のてん補を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

（差押の禁止）

第七十四条 第七十二条第一項の規定による請求権は、差し押さえることができない。

（時効）

第七十五条 第十六条第四項若しくは第十七条第四項（これらの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項の規定による請求権は、これらを行使用することができる時から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（代位等）

第七十六条 政府は、第七十二条第一項の規定による損害のてん補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

2・3 （略）

(業務の委託)

第七十七条 政府は、政令で定めるところにより、第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による業務の一部を保険会社又は組合に委託することができる。

2・3 (略)

第三節 被害者保護増進等事業

(業務)

第七十七条の二 政府は、被害者保護増進等事業として、次の業務を行う。

一 被害者の療養を行う施設の設置及び運営、被害者の療養生活の援護、被害者の受ける介護の援護その他の被害者の保護の増進を図るために必要な業務

二 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。)に従事する者に対する運行の安全の確保に関する事項の指導、自動車事故の発生の防止に資する機器及び装置の導入の促進その他の自動車事故の発生の防止を図るために必要な業務

2 政府は、被害者保護増進等事業に係る業務のうち、独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十三条に掲げるものについては、独立行政法人自動車事故対策機構に行わせるものとする。

(被害者保護増進等計画)

第七十七条の三 国土交通大臣は、被害者保護増進等事業の安定的かつ効果的な実施を図るため、被害者保護増進等事業の実施に関する事項を定めた計画(以下「被害者保護増進等計画」という。)を作成するものとする。

(業務の委託)

第七十七条 政府は、政令で定めるところにより、第七十二条第一項の規定による業務の一部を保険会社又は組合に委託することができる。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2| 被害者保護増進等計画に定める事項は、次のとおりとする。

一| 被害者の生活の実態、自動車事故の発生状況その他の被害者保護増進等事業の実施に際し考慮すべき事項

二| 被害者保護増進等事業の目標に関する事項

三| 前号の目標の達成のため実施すべき被害者保護増進等事業の概要に関する事項

3| 国土交通大臣は、被害者保護増進等計画を作成するときは、あらかじめ、被害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、財務大臣に協議しなければならない。

4| 国土交通大臣は、被害者保護増進等計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5| 前二項の規定は、被害者保護増進等計画の変更について準用する。

(助成)

第七十七条の四 政府は、被害者保護増進等計画に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構に対する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第四十六条第一項の交付並びに独立行政法人自動車事故対策機構法第五条第三項の出資及び同法第十八条第一項の貸付け並びに独立行政法人自動車事故対策機構その他の被害者保護増進等計画に規定する事業を実施する者に対する補助を行うものとする。

第四節 雑則

(自動車事故対策事業賦課金)

第七十八条 保険会社、組合及び第十条に規定する自動車のうち政令で定めるものを運行の用に供する者は、第七十一条に規定する自動車事故対策事業に必要な費用に充てるため、国土交通省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車事故対策事業賦課金として政府に納付しなければならない。

(新設)

(新設)

(自動車損害賠償保障事業賦課金)

第七十八条 保険会社、組合及び第十条に規定する自動車のうち政令で定めるものを運行の用に供する者は、国土交通省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車損害賠償保障事業賦課金として政府に納付しなければならない。

(過怠金)

第七十九条 政府は、第七十二条第一項第二号の規定による損害の填補をしたときは、損害賠償の責に任ずる者に対して、政令で定める金額を過怠金として徴収することができる。

(徴収金の滞納処分)

第八十条 第七十八条の自動車事故対策事業賦課金又は前条の過怠金を納付しない者があるときは、国土交通大臣は、期限を定めて督促をする。

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限内までに自動車事故対策事業賦課金又は過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(先取特権の順位)

第八十一条 第七十八条の自動車事故対策事業賦課金及び第七十九条の過怠金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐ。

(自動車事故対策事業に関する費用の繰入れ)

第八十二条 政府は、第十条に規定する自動車(第七十八条の政令で定めるもの及び道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものを除く。)について、第七十八条の自動車事故対策事業賦課金に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、国の他の会計から自動車安全特別会計に繰り入れるものとする。

2 (略)

(業務の管掌)

第八十三条 政府の自動車事故対策事業の業務は、国土交通大臣が管掌する。

(過怠金)

第七十九条 政府は、第七十二条第一項後段の規定による損害のてん補をしたときは、損害賠償の責に任ずる者に対して、政令で定める金額を過怠金として徴収することができる。

(徴収金の滞納処分)

第八十条 第七十八条の自動車損害賠償保障事業賦課金又は前条の過怠金を納付しない者があるときは、国土交通大臣は、期限を定めて督促をする。

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限内までに自動車損害賠償保障事業賦課金又は過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(先取特権の順位)

第八十一条 第七十八条の自動車損害賠償保障事業賦課金及び第七十九条の過怠金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐ。

(自動車損害賠償保障事業に関する費用の繰入れ)

第八十二条 政府は、第十条に規定する自動車(第七十八条の政令で定めるもの及び道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものを除く。)について、第七十八条の自動車損害賠償保障事業賦課金に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、国の他の会計から自動車安全特別会計に繰り入れるものとする。

2 (略)

(業務の管掌)

第八十三条 政府の自動車損害賠償保障事業の業務は、国土交通大臣が管掌する。

第八十六条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の規定に違反したとき。

二 第二十三条の九第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用したとき。

(削る)

2| 第八十四条の二第二項又は第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十七条 偽りその他不正の手段により、自動車損害賠償責任保険証明書若しくは自動車損害賠償責任共済証明書又は保険標章、共済標章若しくは保険・共済除外標章の交付又は再交付を受けたときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八十七条の二 第十六条の八第四項(第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条又は第九条の三第一項若しくは第二項(第九条の五第三項及び第十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第二十三条の二第一項(第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)又は第八十二条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

三 第二十三条の十七第四項又は第二十三条の二十一第三項の規定に

第八十六条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の規定に違反した者

二 第二十三条の九第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

三 第八十四条の二第二項又は第三項の規定に違反した者

(新設)

第八十七条 偽りその他不正の手段により、自動車損害賠償責任保険証明書若しくは自動車損害賠償責任共済証明書又は保険標章、共済標章若しくは保険・共済除外標章の交付又は再交付を受けた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八十七条の二 第十六条の八第四項(第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条又は第九条の三第一項若しくは第二項(第九条の五第三項及び第十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第二十三条の二第一項(第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)又は第八十二条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(新設)

よる通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

四 第二十八条の四第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第八十八条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定紛争処理機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の十七第一項の規定による許可を受けないで紛争処理業務の全部を廃止したとき。

二 第二十三条の十八の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第二十三条の十九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の三第三項（第九条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第八十四条の二第四項の規定に基づく国土交通省令の規定に違反したとき。

三 第八十五条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げたとき。

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十六条の三第一項又は第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

三 第二十八条の四第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第八十八条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定紛争処理機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の十五第一項の規定による許可を受けないで紛争処理業務の全部を廃止したとき。

二 第二十三条の十六の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第二十三条の十七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の三第三項（第九条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第八十四条の二第四項の規定に基づく国土交通省令の規定に違反した者

三 第八十五条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げた者

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十六条の三第一号若しくは第二号又は第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

附則

1 (施行期日)

(略)

2 (一般会計からの繰入れの特例)

3 (略)

3 前項の場合においては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百十三条第一項第一号へ及び第二百五条第一項の規定は、適用しない。

(削る)

(削る)

附則

1 (施行期日)

(略)

2 (一般会計からの繰入れの特例)

3 (略)

3 前項の場合においては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百十三条第一項第一号ロ及び第二百五条第一項の規定は、適用しない。

(自動車事故対策計画)

4 国土交通大臣は、被害者の保護の増進を図るとともに、自動車事故の発生防止に資するため、当分の間、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第四条第四項の規定により特別会計に関する法律附則第六十六条第十七号の規定による廃止前の自動車損害賠償保障事業特別会計法（昭和三十年法律第三百三十四号）附則第十五項の規定による読替え後の同法附則第三項に規定する自動車事故対策勘定に帰属した資産で特別会計に関する法律附則第二百二十七条第四項の規定により自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に帰属したもので同法附則第二百二十八条第八項の規定により自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に帰属した資産を充てて行う被害者の保護の増進又は自動車事故の発生防止の対策に関する事業に関する計画（以下「自動車事故対策計画」という。）を作成し、又は変更するものとする。

(削る)

5 政府は、自動車事故対策計画に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構に対する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第四十六条第一項の交付並びに独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第五条第三項の出資及び同法第十八条第一項の貸付け並びに独立行政法人自動車事故対策機構その他の自動車事

(削る)

6 | 故対策計画に規定する事業を実施する者に対する補助を安定的に行うものとする。

(削る)

6 | 国土交通大臣は、自動車事故対策計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財務大臣及び国家公安委員会に協議しなければならぬ。

(削る)

7 | (保険料等充当交付金)

7 | 政府は、平成十四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に効力が生じた責任保険又は責任共済の契約について、保険契約者又は共済契約者が保険会社又は組合に支払うべき当該責任保険の契約の保険料又は当該責任共済の契約の共済掛金の一部に充てさせるため、その充てさせるべき額に相当する額の交付金（以下「保険料等充当交付金」という。）を、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、保険会社又は組合に交付するものとする。

(削る)

8 | 8 | 保険料等充当交付金は、遅くとも責任保険又は責任共済の効力が生じた日の属する年度の翌年度までに交付しなければならない。

一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構 紛争処理業務規程

平成14年4月 1日(自紛機14-3号)

改正 平成21年3月23日(自紛機東第20-189号)

改正 平成23年3月 3日(自紛機東第22-215号)

改正 平成31年3月12日(自紛機東第30-110号)

改正 令和 4年8月10日(自紛機東第04-53号)

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構（以下「本機構」という。）が定款第4条第1項第1号に規定する事業を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(紛争処理業務の実施)

第2条 本機構は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）又は自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）における保険金若しくは共済金又は損害賠償額（以下「保険金等」という。）の支払い（保険金等を支払わない場合を含む。以下同じ。）に係る紛争の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図るため、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「法」という。）第23条の6第1項第1号に規定する紛争の当事者からの申請に基づき、当該紛争の調停（以下「紛争処理」という。）を行う。

2 本機構が紛争処理の対象とする支払いに係る紛争とは次の場合に係る紛争をいう。

- (1) 責任保険の保険者又は責任共済の共済責任を負う者が保険金等の支払いに関する判断結果を通知した場合
- (2) 損害賠償義務者から損害賠償に係る交渉について委任を受けた者が法第23条の6第1項第1号に規定する紛争の当事者のいずれかに対し、責任保険の保険者又は責任共済の共済責任を負う者の承諾を得て、責任保険又は責任共済における保険金等の支払いに関する重要事項に係る判断結果を通知した場合

(紛争処理の基本)

第3条 本機構は、法の趣旨に則り、法第16条の3に規定する「支払基準」に従い、専門的な知見に基づき迅速に公正中立な紛争処理を行うものとする。

(紛争処理の申請手続)

第4条 紛争処理を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を本機構に提出して申請手続を行わなければならない。

- (1) 当事者及びその代理人の氏名又は名称及び住所
- (2) 紛争処理を求める事項
- (3) 紛争の問題点、交渉経過の概要及び請求の内容
- (4) 事故の状況の概要その他紛争処理を行うに際し、参考となる事項

- (5) 申請の年月日
 - (6) 他の機関において法律相談、斡旋等を行っている場合はその機関名
- 2 前項の申請は郵送又は電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 3 第1項の申請書のほか、証拠書類その他の参考資料を郵送により提出しなければならない。

(紛争処理の申請受付の通知)

第4条の2 本機構は、前条により紛争処理の申請を受け付けたときは、相手方となる紛争の当事者に対し、遅滞なく、その旨を文書により通知するものとする。

(紛争処理の申請の受理)

第5条 本機構は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、紛争処理の申請を受理するものとする。

- (1) 当事者間の紛争が解決しているとき。
 - (2) 他の機関に斡旋等を申し出ている事件の場合は、当該機関に対し、本機構で紛争処理を開始するため、当該斡旋等について中断又は中止する旨を連絡していないとき。
 - (3) 申請者が不当な目的により紛争処理の申請をしたものと認められるとき。
 - (4) 申請者が権利又は権限を有しないと認められるとき。
 - (5) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条に違反する合理的な疑いのある者からの紛争処理の申請と認められるとき。
 - (6) 責任保険又は責任共済からの支払金額に影響がないと認められるとき。
 - (7) 本機構においてすでに紛争処理を行ったものと認められるとき。
 - (8) 責任保険又は責任共済の請求が行われていない事件に係る紛争であると認められるとき。ただし、第2条第2項第2号に該当するときは、この限りでない。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、本機構が紛争処理を行うに適當でないときと認めるとき。
- 2 本機構は、前項第9号に該当する場合、申請内容に応じ、必要と認めるときは、申請者に対し責任保険又は責任共済に対する異議申立て手続等解決のために適當と思われる方法を教示するものとする。
- 3 本機構は、申請を受理したとき又は受理しないこととしたときは、遅滞なく、紛争の当事者に対し、文書により通知するものとする。
- 4 相手方となる紛争の当事者に対する、前項に定める申請を受理したときの通知には、第4条第1項第2号の紛争処理を求める事項を記載するものとする。
- 5 申請者に対する、第3項に定める申請を受理したときの通知には、申請受付日を記載するものとする。
- 6 申請者が提出した申請書等は、原則として返却しないものとする。

(紛争処理の申請内容の変更)

第5条の2 申請者は、申請書の記載事項のうち、第4条第1項第2号の紛争処理を求める事項について変更することができるものとする。

- 2 前項の変更を行おうとする申請者は、前条第3項により、本機構が申請を受理した旨の文書の発信日から指定する期限までに、郵送又は電子情報処理組織を使用する方法により変更申請を行うものとする。
- 3 本機構は、前項により紛争処理の申請内容の変更を受け付けたときは、相手方となる紛争の当事者に対し、遅滞なく、その旨を文書により通知するものとする。
- 4 本機構は、第2項による変更内容が、紛争処理の手続を著しく遅延させると判断した場合、当該変更申請を受け付けないことができるものとする。

(紛争処理業務の日時等)

第6条 本機構の紛争処理業務の取扱いは、毎週月曜日から金曜日の午前9時に始まり、午後5時に終了するものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 本機構の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (3) 1月2日から1月4日まで
 - (4) 12月28日から12月31日まで

(紛争処理業務の場所等)

第7条 紛争処理業務は、定款第2条に規定する主たる事務所（東京都千代田区）又は従たる事務所（大阪府大阪市）において行う。

- 2 前項の主たる事務所及び従たる事務所が紛争処理を行う区域はそれぞれ全国とする。
- 3 削除
- 4 削除

(紛争処理委員)

第8条 理事長は、紛争処理委員を30名以上選任し、主たる事務所に20名以上、従たる事務所に10名以上の紛争処理委員を配置する。

- 2 紛争処理委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。紛争処理委員選任に関する基準は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 3 紛争処理委員は中立公正を堅持し、独立して紛争処理に当たるものとする。
- 4 第2項の規定に関わらず、補欠又は増員により紛争処理委員を選任する場合で、緊急かつやむを得ない事情により紛争処理委員を選任しなければ円滑な紛争処理を遂行できないものと認められるときは、理事長は、第2項に規定する紛争処理委員選任に関する基準に従い、新たな紛争処理委員を選任し委嘱することができる。
- 5 第1項及び第4項で紛争処理委員を選任したときは、国土交通大臣及び金融庁長官(以下「行政庁」という。)の認可を受けなければならない。

(紛争処理委員の任期)

第9条 紛争処理委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された紛争処理委員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 紛争処理委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 削除

(紛争処理委員の解任)

第10条 紛争処理委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その紛争処理委員に対し、理事会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他紛争処理委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の解任は、行政庁の認可を受けなければ、その効力は生じない。

(紛争処理委員の報酬)

第11条 紛争処理委員に対し、理事長が別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬とし支給する。

(紛争処理委員会)

第12条 理事長は、法第23条の7第2項及び第3項の規定に従い、紛争処理を実施するため、3名以上の紛争処理委員（以下「担当委員」という。）を指名し、紛争処理委員会を開催する。

- 2 理事長が指名した主任となる紛争処理委員（以下「主任委員」という。）が紛争処理を指揮する。
- 3 紛争処理委員会は、担当委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(紛争処理委員総会等)

第13条 紛争処理委員で構成する紛争処理委員総会（以下「総会」という。）を、理事長は2年に一度以上開催する。

- 2 総会は、紛争処理委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 総会では、出席した紛争処理委員の互選により紛争処理委員長（以下「委員長」という。）及び紛争処理副委員長（以下「副委員長」という。）を選出する。
- 4 委員長は、総会の議長として総会の運営を指揮するほか、全紛争処理委員会を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長が不在のときは代理となって業務を遂行する。
- 6 委員長は、主任委員で構成する紛争処理主任会議を年1回以上開催する。

(紛争処理の期日)

第14条 紛争処理を行う期日は、本機構がこれを定める。

(紛争処理の実施方法)

第15条 紛争処理は、次に掲げる資料に基づきこれを行う。

- (1) 責任保険又は責任共済における保険金等の支払いに関する判断の根拠となった資料
 - (2) 申請者等から提出された資料
 - (3) 法第23条の12の規定に基づき本機構が保険会社又は共済組合から受けた文書若しくは口頭による説明又は提出を受けた資料
 - (4) 法第23条の22の規定に基づき本機構が行政庁から提供を受けた情報及び資料
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本機構が収集した資料
- 2 前項の資料の収集を行うため、担当委員は、紛争の当事者のほか、関係機関（第2条第2項第2号の受任者を含む。）に協力を求めることができる。
- 3 本機構は、主任委員が必要があると認めるときは、証拠の収集、事故現場の調査等独自の調査を行うことができる。
- 4 主任委員は、紛争の当事者から鑑定等特別な手続の申出があったときは、当該特別の手続の要否について決定するものとする。
- 5 紛争の当事者の意見陳述及び証拠資料の提出は、文書で行う。ただし、主任委員がやむを得ない事情があると認めるとき又は必要があると認めるときは、文書以外の方法により意見陳述及び証拠資料の提出を行うことができる。
- 6 法第23条の13に規定する傍聴の許可は、主任委員がこれを行う。
- 7 本機構は、紛争処理の申請を受理したときは、遅滞なく、相手方となる紛争の当事者に対し、意見陳述及び証拠資料の提出の意思があるときは指定する期限までに意見陳述及び証拠資料の提出をすべき旨を文書により通知するものとする。
- 8 前項の意見陳述及び証拠資料は、第5項に規定する方法によるものとする。
- 9 前項までに定めるもののほか、本機構は、紛争の当事者に対し、追加の意見陳述及び証拠資料の提出を求めることができる。

(紛争処理の結果の通知)

第16条 本機構は、紛争処理の結果を紛争の当事者に文書により通知するものとする。

- 2 本機構は、紛争当事者から紛争処理の結果に関する説明を求められた場合は、文書による説明等必要な措置をとるものとする。

(紛争処理の打ち切り)

第17条 主任委員は、第5条第1項各号のいずれかに該当するとき又は紛争処理による解決の見込みがないと認められるときは、紛争処理を打ち切ることができる。

- 2 紛争処理を打ち切るときは、本機構は、その旨を紛争の当事者に文書により通知し、訴訟手続等当該紛争の解決のために適当と思われる方法を教示することができる。

(申請の取下げ)

第18条 申請者は、いつでも文書又は電子情報処理組織を使用する方法により紛争処理の申請を取り下げることができる。

2 本機構は、前項により紛争処理が取り下げられたときは、その旨及び取り下げによる紛争処理手続の終結の旨を相手方となる紛争の当事者に遅滞なく、文書により通知するものとする。

(費用の負担)

第19条 紛争処理に係る費用は、本機構が負担する。ただし、第15条第4項に規定する特別な手続をしたときは、その手続に要する費用を当事者に負担させる。

2 当事者は、前項ただし書の負担額について本機構の請求に基づき本機構の指定する銀行口座に事前に振り込まなければならない。

3 当事者の事前の振込みは、請求書を受取った後10日以内に行わなければならない。

4 前項の事前の振込みが行われていないときは、当事者からの特別な手続の申出はなかったものとみなす。

(紛争処理の記録)

第20条 本機構は、紛争処理に係る資料を理事長の定める方法により保管しなければならない。

2 法第23条の18に規定する帳簿の保管期限は、永久とする。

3 自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令（平成13年内閣府・国土交通省令第2号）第16条第1項に規定する期日調書その他当該事件に関する書類の保管期限は、紛争処理の手続が終了した日から10年間とする。

4 保管資料の閲覧及び謄写はこれを認めない。

(事務局の業務)

第21条 定款第34条に規定する事務局は、理事長の指示により次の業務を行う。

- (1) 申請の受付
- (2) 申請受付の相手方となる紛争の当事者への通知
- (3) 申請の受理並びに申請書及び添付資料の確認
- (4) 申請者等への説明
- (5) 申請受理の申請者等への通知
- (6) 申請内容の変更の受付
- (7) 申請内容の変更の相手方となる紛争の当事者への通知
- (8) 紛争処理のために必要となる資料の収集及び調査
- (9) 紛争処理の事前準備
- (10) 紛争処理のための資料及び紛争処理の記録の作成及び保存
- (11) 紛争処理結果の申請者等への通知
- (12) 紛争処理結果通知後の申請者等への説明
- (13) 関係機関との連絡調整

(14) 前各号に掲げるもののほか、その他紛争処理のために必要な業務

(秘密保持義務等)

第22条 本機構の役員(紛争処理委員を含む。)及び職員並びにこれらの職にあった者は、紛争処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 役員及び職員で紛争処理業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(規程の変更)

第23条 この規程は、理事会において出席した理事の過半数の決議により変更することができる。

2 前項の決議を行った場合には、行政庁の認可を受けなければならない。

附 則

(施行日)

この規程は、本機構が自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第23条の5の規定に基づく指定を受けた日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成21年5月7日から施行する。(平成21年3月23日 自紛機東第20-189号)

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。(自紛機東第22-215号)

附 則

(施行日)

この規程は、平成31年3月27日から施行する。(平成31年3月12日 自紛機東第30-110号)

附 則

(施行日)

この規程は、令和4年9月1日から施行する。(令和4年8月10日 自紛機東第04-53号)

紛争処理業務規程 新旧対照表

改正	現行	備考
<p>一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構 紛争処理業務規程</p> <p>平成14年4月 1日(自紛機14-3号) 改正 平成21年3月23日(自紛機東第20-189号) 改正 平成23年3月 3日(自紛機東第22-215号) 改正 平成31年3月12日(自紛機東第30-110号) 改正 令和 4年8月10日(自紛機東第04- 53号)</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構(以下「本機構」という。)が定款第4条第1項第1号に規定する事業を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(紛争処理業務の実施) 第2条 本機構は、自動車損害賠償責任保険(以下「責任保険」という。)又は自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)における保険金若しくは共済金又は損害賠償額(以下「保険金等」という。)の支払い(保険金等を支払わない場合を含む。以下同じ。)に係る紛争の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図るため、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「法」という。)第23条の6第1項第1号に規定する紛争の当事者からの申請に基づき、当該紛争の調停(以下「紛争処理」という。)を行う。 2 本機構が紛争処理の対象とする支払いに係る紛争とは次の場合に係る紛争をいう。 (1) 責任保険の保険者又は責任共済の共済責任を負う者が保険金等の支払いに関する判断結果を通知した場合 (2) 損害賠償義務者から損害賠償に係る交渉について委任を受けた者が法第23条の6第1項第1号に規定する紛争の当事者のいずれかに対し、責任保険の保険者又は責任共済の共済責任を負う者の承諾を得て、責任保険又は責任共済における保険金等の支払いに関する重要事項に係る判断結果を通知した場合</p> <p>(紛争処理の基本) 第3条 本機構は、法の趣旨に則り、法第16条の3に規定する「支払基準」に従い、専門的な知見に基づき迅速に公正中立な紛争処理を行うものとする。</p> <p>(紛争処理の申請手続) 第4条 紛争処理を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を本機構に提出して申請手続を行わなければならない。 (1) 当事者及びその代理人の氏名又は名称及び住所</p>	<p>一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構 紛争処理業務規程</p> <p>平成14年4月 1日(自紛機14-3号) 改正 平成21年3月16日(自紛機東第20-186号) 改正 平成23年1月19日(自紛機東第22-173号) 改正 平成31年3月27日(自紛機東第30-110号)</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構(以下「本機構」という。)が定款第4条第1項第1号に規定する事業を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(紛争処理業務の実施) 第2条 本機構は、自動車損害賠償責任保険(以下「責任保険」という。)又は自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)における保険金若しくは共済金又は損害賠償額(以下「保険金等」という。)の支払い(保険金等を支払わない場合を含む。以下同じ。)に係る紛争の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図るため、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「法」という。)第23条の6第1項第1号に規定する紛争の当事者からの申請に基づき、当該紛争の調停(以下「紛争処理」という。)を行う。 2 本機構が紛争処理の対象とする支払いに係る紛争とは次の場合に係る紛争をいう。 (1) 責任保険の保険者又は責任共済の共済責任を負う者が保険金等の支払いに関する判断結果を通知した場合 (2) 損害賠償義務者から損害賠償に係る交渉について委任を受けた者が法第23条の6第1項に規定する紛争の当事者のいずれかに対し、責任保険の保険者又は責任共済の共済責任を負う者の承諾を得て、責任保険又は責任共済における保険金等の支払いに関する重要事項に係る判断結果を通知した場合</p> <p>(紛争処理の基本) 第3条 本機構は、法の趣旨に則り、法第16条の3に規定する「支払基準」に従い、専門的な知見に基づき迅速に公正中立な紛争処理を行うものとする。</p> <p>(紛争処理の申請手続) 第4条 紛争処理を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を本機構に提出して申請手続を行わなければならない。 (1) 当事者及びその代理人の氏名又は名称及び住所</p>	<p>当機構の内部決裁日及び稟議番号を記載していたが、「認可申請書」の申請日及び発信番号に訂正</p> <p>改正に伴う認可申請日・発信番号追加</p> <p>「第1号」が洩れていた。</p> <p>紛争処理を申請しようとする者を(以下「申請者」という。)とする。 「き」を削除</p>

改正	現行	備考
<p>(2) 紛争処理を求める事項 (3) 紛争の問題点、交渉経過の概要及び請求の内容 (4) 事故の状況の概要その他紛争処理を行うに際し、参考となる事項 (5) 申請の年月日 (6) 他の機関において法律相談、斡旋等を行っている場合はその機関名</p> <p>2 前項の申請は郵送又は電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>3 第1項の申請書のほか、証拠書類その他の参考資料を郵送により提出しなければならない。</p> <p>(紛争処理の申請受付の通知) 第4条の2 本機構は、前条により紛争処理の申請を受け付けたときは、相手方となる紛争の当事者に対し、遅滞なく、その旨を文書により通知するものとする。</p> <p>(紛争処理の申請の受理) 第5条 本機構は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、紛争処理の申請を受理するものとする。</p> <p>(1) 当事者間の紛争が解決しているとき。</p> <p>(2) 他の機関に斡旋等を申し出ている事件の場合は、当該機関に対し、本機構で紛争処理を開始するため、当該斡旋等について中断又は中止する旨を連絡していないとき。</p> <p>(3) 申請者が不当な目的により紛争処理の申請をしたものと認められるとき。</p> <p>(4) 申請者が権利又は権限を有しないと認められるとき。</p> <p>(5) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条に違反する合理的な疑いのある者からの紛争処理の申請と認められるとき。</p> <p>(6) 責任保険又は責任共済からの支払金額に影響がないと認められるとき。</p> <p>(7) 本機構においてすでに紛争処理を行ったものと認められるとき。</p> <p>(8) 責任保険又は責任共済の請求が行われていない事件に係る紛争であると認められるとき。ただし、第2条第2項第2号に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、本機構が紛争処理を行うに適當でないとき。</p> <p>2 本機構は、前項第9号に該当する場合、申請内容に応じ、必要と認めるときは、申請者に対し責任保険又は責任共済に対する異議申立て手続等解決のために適當と思われる方法を教示するものとする。</p>	<p>(2) 紛争処理を求める事項 (3) 紛争の問題点、交渉経過の概要及び請求の内容 (4) 事故の状況の概要その他紛争処理を行うに際し、参考となる事項 (5) 申請の年月日 (6) 他の機関において法律相談、斡旋等を行っている場合はその機関名</p> <p>2 前項の申請書には、証拠書類その他参考資料を添付しなければならない。</p> <p>3 第1項の申請は郵送により行うことができる。</p> <p>(紛争処理の申請の受理) 第5条 本機構は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、紛争処理の申請を受理するものとする。</p> <p>(1) 民事調停若しくは民事訴訟に係属中であるとき又は当事者間の紛争が解決しているとき。</p> <p>(2) 他の機関に斡旋等を申し出ている事件の場合は、当該機関に対し、本機構で紛争処理を開始するため、当該斡旋等について中断又は中止する旨を連絡していないとき。</p> <p>(3) 申請者が不当な目的により紛争処理の申請をしたものと認められるとき。</p> <p>(4) 申請者が権利又は権限を有しないと認められるとき。</p> <p>(5) 弁護士法第72条に違反する合理的な疑いのある者からの紛争処理の申請と認められるとき。</p> <p>(6) 責任保険又は責任共済からの支払金額に影響がないと認められるとき。</p> <p>(7) 本機構においてすでに紛争処理を行ったものと認められるとき。</p> <p>(8) 責任保険又は責任共済の請求が行われていない事件に係る紛争であると認められるとき。ただし、第2条第2項第2号に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、本機構が紛争処理を行うに適當でないとき。</p> <p>2 本機構は、前項第9号に該当する場合、申請内容に応じ、必要と認めるときは、申請者に対し責任保険又は責任共済に対する異議申立て手続等解決のために適當と思われる方法を教示するものとする。</p>	<p>命令第13条第2項新設に伴う追記 電子的手段による提出は申請書のみであり、証拠書類その他の参考資料は郵送であることを明示</p> <p>命令第14条の2新設に伴う新設</p> <p>法第23条の15改正の内容の趣旨を踏まえて削除</p> <p>法律について法律番号を明記</p> <p>「き」を削除</p>

改 正	現 行	備 考
<p>3 本機構は、申請を受理したとき又は受理しないこととしたときは、遅滞なく、紛争の当事者に対し、文書により通知するものとする。</p> <p>4 相手方となる紛争の当事者に対する、前項に定める申請を受理したときの通知には、第4条第1項第2号の紛争処理を求める事項を記載するものとする。</p> <p>5 申請者に対する、第3項に定める申請を受理したときの通知には、申請受付日を記載するものとする。</p> <p>6 申請者が提出した申請書等は、原則として返却しないものとする。</p> <p>(紛争処理の申請内容の変更)</p> <p>第5条の2 申請者は、申請書の記載事項のうち、第4条第1項第2号の紛争処理を求める事項について変更することができるものとする。</p> <p>2 前項の変更を行おうとする申請者は、前条第3項により、本機構が申請を受理した旨の文書の発信日から指定する期限までに、郵送又は電子情報処理組織を使用する方法により変更申請を行うものとする。</p> <p>3 本機構は、前項により紛争処理の申請内容の変更を受け付けたときは、相手方となる紛争の当事者に対し、遅滞なく、その旨を文書により通知するものとする。</p> <p>4 本機構は、第2項による変更内容が、紛争処理の手続を著しく遅延させると判断した場合、当該変更申請を受け付けないことができるものとする。</p> <p>(紛争処理業務の日時等)</p> <p>第6条 本機構の紛争処理業務の取扱いは、毎週月曜日から金曜日の午前9時に始まり、午後5時に終了するものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 本機構の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日</p> <p>(3) 1月2日から1月4日まで</p> <p>(4) 12月28日から12月31日まで</p> <p>(紛争処理業務の場所等)</p> <p>第7条 紛争処理業務は、定款第2条に規定する主たる事務所（東京都千代田区）又は従たる事務所（大阪府大阪市）において行う。</p> <p>2 前項の主たる事務所及び従たる事務所が紛争処理を行う区域はそれぞれ全国とする。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p>	<p>3 本機構は、申請を受理したとき又は受理しないこととしたときは、直ちに申請者に対して文書により通知するものとする。</p> <p>4 申請者が提出した申請書等は、原則として返却しないものとする。</p> <p>(紛争処理業務の日時等)</p> <p>第6条 本機構の紛争処理業務の取扱いは、毎週月曜日から金曜日の午前9時に始まり、午後5時に終了するものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 本機構の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日</p> <p>(3) 1月2日から1月4日まで</p> <p>(4) 12月28日から12月31日まで</p> <p>(紛争処理業務の場所等)</p> <p>第7条 紛争処理業務は、定款第2条に規定する主たる事務所（東京都千代田区）又は従たる事務所（大阪府大阪市）において行う。</p> <p>2 前項の主たる事務所及び従たる事務所が紛争処理を行う区域はそれぞれ全国とする。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p>	<p>「直ちに」を「遅滞なく」に、「申請者」を「紛争の当事者」に変更 命令第14条の2新設に伴う新設</p> <p>命令第14条の2新設に伴う新設</p> <p>命令第14条の3新設に伴う新設</p>

改 正	現 行	備 考
<p>(紛争処理委員)</p> <p>第8条 理事長は、紛争処理委員を30名以上選任し、主たる事務所に20名以上、従たる事務所に10名以上の紛争処理委員を配置する。</p> <p>2 紛争処理委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。紛争処理委員選任に関する基準は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>3 紛争処理委員は中立公正を堅持し、独立して紛争処理に当たるものとする。</p> <p>4 第2項の規定に関わらず、補欠又は増員により紛争処理委員を選任する場合で、緊急かつやむを得ない事情により紛争処理委員を選任しなければ円滑な紛争処理を遂行できないものと認められるときは、理事長は、第2項に規定する紛争処理委員選任に関する基準に従い、新たな紛争処理委員を選任し委嘱することができる。</p> <p>5 第1項及び第4項で紛争処理委員を選任したときは、国土交通大臣及び金融庁長官（以下「行政庁」という。）の認可を受けなければならない。</p> <p>(紛争処理委員の任期)</p> <p>第9条 紛争処理委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員により選任された紛争処理委員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 紛争処理委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>4 削除</p> <p>(紛争処理委員の解任)</p> <p>第10条 紛争処理委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その紛争処理委員に対し、理事会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他紛争処理委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>2 前項の解任は、行政庁の認可を受けなければならない、その効力は生じない。</p> <p>(紛争処理委員の報酬)</p> <p>第11条 紛争処理委員に対し、理事長が別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬とし支給する。</p> <p>(紛争処理委員会)</p> <p>第12条 理事長は、法第23条の7第2項及び第3項の規定に従い、紛争処理を実施するため、3名以上の紛争処理委員（以下「担当委</p>	<p>(紛争処理委員)</p> <p>第8条 理事長は、紛争処理委員を30名以上選任し、主たる事務所に20名以上、従たる事務所に10名以上の紛争処理委員を配置する。</p> <p>2 紛争処理委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。紛争処理委員選任に関する基準は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>3 紛争処理委員は中立公正を堅持し、独立して紛争処理に当たるものとする。</p> <p>4 第2項の規定に関わらず、補欠又は増員により紛争処理委員を選任する場合で、緊急かつやむを得ない事情により紛争処理委員を選任しなければ円滑な紛争処理を遂行できないものと認められるときは、理事長は、第2項に規定する紛争処理委員選任に関する基準に従い、新たな紛争処理委員を選任し委嘱することができる。</p> <p>5 第1項及び第4項で紛争処理委員を選任したときは、国土交通大臣及び金融庁長官（以下「行政庁」という。）の認可を受けなければならない。</p> <p>(紛争処理委員の任期)</p> <p>第9条 紛争処理委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員により選任された紛争処理委員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 紛争処理委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>4 削除</p> <p>(紛争処理委員の解任)</p> <p>第10条 紛争処理委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その紛争処理委員に対し、理事会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他紛争処理委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>2 前項の解任は、行政庁の認可を受けなければならない、その効力は生じない。</p> <p>(紛争処理委員の報酬)</p> <p>第11条 紛争処理委員に対して、理事長が別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬とし支給する。</p> <p>(紛争処理委員会)</p> <p>第12条 理事長は、法第23条の7第2項及び第3項の規定に従い、紛争処理を実施するため、3名以上の紛争処理委員（以下「担当委</p>	<p>「て」を削除</p>

改正	現行	備考
<p>員」という。)を指名し、紛争処理委員会を開催する。</p> <p>2 理事長が指名した主任となる紛争処理委員(以下「主任委員」という。)が紛争処理を指揮する。</p> <p>3 紛争処理委員会は、担当委員の過半数が出席しなければ開催することができない。</p> <p>(紛争処理委員総会等)</p> <p>第13条 紛争処理委員で構成する紛争処理委員総会(以下「総会」という。)を、理事長は2年に一度以上開催する。</p> <p>2 総会は、紛争処理委員の過半数が出席しなければ開催することができない。</p> <p>3 総会では、出席した紛争処理委員の互選により紛争処理委員長(以下「委員長」という。)及び紛争処理副委員長(以下「副委員長」という。)を選出する。</p> <p>4 委員長は、総会の議長として総会の運営を指揮するほか、全紛争処理委員会を総括する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長が不在のときは代理となって業務を遂行する。</p> <p>6 委員長は、主任委員で構成する紛争処理主任会議を年1回以上開催する。</p> <p>(紛争処理の期日)</p> <p>第14条 紛争処理を行う期日は、本機構がこれを定める。</p> <p>(紛争処理の実施方法)</p> <p>第15条 紛争処理は、次に掲げる資料に基づきこれを行う。</p> <p>(1) 責任保険又は責任共済における保険金等の支払いに関する判断の根拠となった資料</p> <p>(2) 申請者等から提出された資料</p> <p>(3) 法第23条の12の規定に基づき本機構が保険会社又は共済組合から受けた文書若しくは口頭による説明又は提出を受けた資料</p> <p>(4) 法第23条の22の規定に基づき本機構が行政庁から提供を受けた情報及び資料</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、本機構が収集した資料</p> <p>2 前項の資料の収集を行うため、担当委員は、紛争の当事者のほか、関係機関(第2条第2項第2号の受任者を含む。)に協力を求めることができる。</p> <p>3 本機構は、主任委員が必要があると認めるときは、証拠の収集、事故現場の調査等独自の調査を行うことができる。</p> <p>4 主任委員は、紛争の当事者から鑑定等特別な手続の申出があったときは、当該特別の手続の要否について決定するものとする。</p> <p>5 紛争の当事者の意見陳述及び証拠資料の提出は、文書で行う。た</p>	<p>員」という。)を指名し、紛争処理委員会を開催する。</p> <p>2 理事長が指名した主任となる紛争処理委員(以下「主任委員」という。)が紛争処理を指揮する。</p> <p>3 紛争処理委員会は、担当委員の過半数が出席しなければ開催することができない。</p> <p>(紛争処理委員総会等)</p> <p>第13条 紛争処理委員で構成する紛争処理委員総会(以下「総会」という。)を、理事長は2年に一度以上開催する。</p> <p>2 総会は、紛争処理委員の過半数が出席しなければ開催することができない。</p> <p>3 総会では、出席した紛争処理委員の互選により紛争処理委員長(以下「委員長」という。)及び紛争処理副委員長(以下「副委員長」という。)を選出する。</p> <p>4 委員長は、総会の議長として総会の運営を指揮するほか、全紛争処理委員会を総括する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長が不在のときは代理となって業務を遂行する。</p> <p>6 委員長は、主任委員で構成する紛争処理主任会議を年1回以上開催する。</p> <p>(紛争処理の期日)</p> <p>第14条 紛争処理を行う期日は、本機構がこれを定める。</p> <p>(紛争処理の実施方法)</p> <p>第15条 紛争処理は、次に掲げる資料に基づきこれを行う。</p> <p>(1) 責任保険又は責任共済における保険金等の支払いに関する判断の根拠となった資料</p> <p>(2) 申請者等から提出された資料</p> <p>(3) 法第23条の12の規定に基づき本機構が保険会社又は共済組合から受けた文書若しくは口頭による説明又は提出を受けた資料</p> <p>(4) 法第23条の20の規定に基づき本機構が行政庁から提供を受けた情報及び資料</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、本機構が収集した資料</p> <p>2 前項の資料の収集を行うため、担当委員は、紛争当事者のほか、関係機関(第2条第2項第2号の受任者を含む。)に協力を求めることができる。</p> <p>3 本機構は、主任委員が必要があると認めるときは、証拠の収集、事故現場の調査等独自の調査を行うことができる。</p> <p>4 主任委員は、当事者から鑑定等特別な手続の申出があったときは、当該特別の手続の要否について決定するものとする。</p> <p>5 紛争当事者の意見陳述及び証拠資料の提出は、文書で行う。ただ</p>	<p>法改正(条ずれ)に伴う変更</p> <p>「の」が洩れていた。</p> <p>「紛争の」が洩れていた。</p> <p>「の」が洩れていた。</p>

改正	現行	備考
<p>だし、主任委員がやむを得ない事情があると認めるとき又は必要があると認めるときは、文書以外の方法により意見陳述及び証拠資料の提出を行うことができる。</p> <p>6 法第23条の13に規定する傍聴の許可は、主任委員がこれを行う。</p> <p>7 本機構は、紛争処理の申請を受理したときは、遅滞なく、相手方となる紛争の当事者に対し、意見陳述及び証拠資料の提出の意思があるときは指定する期限までに意見陳述及び証拠資料の提出をすべき旨を文書により通知するものとする。</p> <p>8 前項の意見陳述及び証拠資料は、第5項に規定する方法によるものとする。</p> <p>9 前項までに定めるもののほか、本機構は、紛争の当事者に対し、追加の意見陳述及び証拠資料の提出を求めることができる。</p> <p>(紛争処理の結果の通知)</p> <p>第16条 本機構は、紛争処理の結果を紛争の当事者に文書により通知するものとする。</p> <p>2 本機構は、紛争当事者から紛争処理の結果に関する説明を求められた場合は、文書による説明等必要な措置をとるものとする。</p> <p>(紛争処理の打ち切り)</p> <p>第17条 主任委員は、第5条第1項各号のいずれかに該当するとき又は紛争処理による解決の見込みがないと認められるときは、紛争処理を打ち切ることができる。</p> <p>2 紛争処理を打ち切るときは、本機構は、その旨を紛争の当事者に文書により通知し、訴訟手続等当該紛争の解決のために適当と思われる方法を教示することができる。</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第18条 申請者は、いつでも文書又は電子情報処理組織を使用する方法により紛争処理の申請を取り下げることができる。</p> <p>2 本機構は、前項により紛争処理が取り下げられたときは、その旨及び取り下げによる紛争処理手続の終結の旨を相手方となる紛争の当事者に遅滞なく、文書により通知するものとする。</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第19条 紛争処理に係る費用は、本機構が負担する。ただし、第15条第4項に規定する特別な手続をしたときは、その手続に要する費用を当事者に負担させる。</p> <p>2 当事者は、前項ただし書の負担額について本機構の請求に基づき本機構の指定する銀行口座に事前に振り込まなければならない。</p> <p>3 当事者の事前の振込みは、請求書を受取った後10日以内に行わなければならない。</p> <p>4 前項の事前の振込みが行われていないときは、当事者からの特別</p>	<p>し、主任委員がやむを得ない事情があると認めるとき又は必要があると認めるときは、文書以外の方法により意見陳述及び証拠資料の提出を行うことができる。</p> <p>6 法第23条の13に規定する傍聴の許可は、主任委員がこれを行う。</p> <p>7 本機構は、紛争処理の申請を受理したときは、直ちに相手方となる紛争の当事者に対し、意見陳述及び証拠資料の提出の意思があるときは指定する期限までに意見陳述及び証拠資料の提出をすべき旨を文書により通知するものとする。</p> <p>8 前項の意見陳述及び証拠資料は、第5項に規定する方法によるものとする。</p> <p>9 前項までに定めるもののほか、本機構は、紛争の当事者に対し、追加の意見陳述及び証拠資料の提出を求めることができる。</p> <p>(紛争処理の結果の通知)</p> <p>第16条 本機構は、紛争処理の結果を紛争の当事者に文書によって通知するものとする。</p> <p>2 本機構は、紛争当事者から紛争処理の結果に関する説明を求められた場合は、文書による説明等必要な措置をとるものとする。</p> <p>(紛争処理の打ち切り)</p> <p>第17条 主任委員は、第5条第1項各号のいずれかに該当するときは、紛争処理を打ち切ることができる。</p> <p>2 紛争処理を打ち切るときは、本機構は、その旨を紛争の当事者に文書により通知し、訴訟手続き等当該紛争の解決のために適当と思われる方法を教示することができる。</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第18条 申請者は、いつでも文書により紛争処理の申請を取り下げることができる。</p> <p>2 本機構は、前項の取下書が提出されたときは、その旨及び取り下げによる紛争処理手続きの終結の旨を相手方となる紛争の当事者に速やかに文書によって通知するものとする。</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第19条 紛争処理に係る費用は、本機構が負担する。ただし、第15条第4項に規定する特別な手続をしたときは、その手続に要する費用を当事者に負担させる。</p> <p>2 当事者は、その負担額について本機構の請求に基づき本機構の指定する銀行口座に事前に振り込まなければならない。</p> <p>3 当事者の事前の振込みは、請求書を受取った後10日以内に行わなければならない。</p> <p>4 前項の事前の振込みが行われていないときは、当事者からの特別</p>	<p>「直ちに」を「遅滞なく」に変更</p> <p>「よって」を「より」に変更</p> <p>命令第15条の2新設に伴う追記</p> <p>「き」を削除</p> <p>命令第13条第2項新設に伴う追記 第5条の2第3項に合わせた。 「き」を削除 「取下げ」を「取り下げ」に変更 「速やかに」を「遅滞なく」に変更 「よって」を「より」に変更</p> <p>「その」を「前項ただし書の」に変更</p>

改正	現行	備考
<p>な手続の申出はなかったものとみなす。</p> <p>(紛争処理の記録)</p> <p>第20条 本機構は、紛争処理に係る資料を理事長の定める方法により保管しなければならない。</p> <p>2 法第23条の18に規定する帳簿の保管期限は、永久とする。</p> <p>3 自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令（平成13年内閣府・国土交通省令第2号）第16条第1項に規定する期日調書その他当該事件に関する書類の保管期限は、紛争処理の手続が終了した日から10年間とする。</p> <p>4 保管資料の閲覧及び謄写はこれを認めない。</p> <p>(事務局の業務)</p> <p>第21条 定款第34条に規定する事務局は、理事長の指示により次の業務を行う。</p> <p>(1) 申請の受付</p> <p>(2) 申請受付の相手方となる紛争の当事者への通知</p> <p>(3) 申請の受理並びに申請書及び添付資料の確認</p> <p>(4) 申請者等への説明</p> <p>(5) 申請受理の申請者等への通知</p> <p>(6) 申請内容の変更の受付</p> <p>(7) 申請内容の変更の相手方となる紛争の当事者への通知</p> <p>(8) 紛争処理のために必要となる資料の収集及び調査</p> <p>(9) 紛争処理の事前準備</p> <p>(10) 紛争処理のための資料及び紛争処理の記録の作成及び保存</p> <p>(11) 紛争処理結果の申請者等への通知</p> <p>(12) 紛争処理結果通知後の申請者等への説明</p> <p>(13) 関係機関との連絡調整</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、その他紛争処理のために必要な業務</p> <p>(秘密保持義務等)</p> <p>第22条 本機構の役員（紛争処理委員を含む。）及び職員並びにこれらの職にあった者は、紛争処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。</p> <p>2 役員及び職員で紛争処理業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>(規程の変更)</p> <p>第23条 この規程は、理事会において出席した理事の過半数の決議により変更することができる。</p> <p>2 前項の決議を行った場合には、行政庁の認可を受けなければなら</p>	<p>な手続きの申出はなかったものとみなす。</p> <p>(紛争処理の記録)</p> <p>第20条 本機構は、紛争処理に係る資料を理事長の定める方法により保管しなければならない。</p> <p>2 法第23条の16に規定する帳簿の保管期限は、永久とする。</p> <p>3 自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令（平成13年内閣府・国土交通省令第2号）第16条に規定する期日調書その他当該事件に関する書類の保管期限は、紛争処理終了の日より10年間とする。</p> <p>4 保管資料の閲覧及び謄写はこれを認めない。</p> <p>(事務局の業務)</p> <p>第21条 定款第34条に規定する事務局は、理事長の指示によって次の業務を行う。</p> <p>(1) 申請の受理並びに申請書及び添付資料の確認</p> <p>(2) 申請者等への説明</p> <p>(3) 申請受理の申請者等への通知</p> <p>(4) 紛争処理のために必要となる資料の収集及び調査</p> <p>(5) 紛争処理の事前準備</p> <p>(6) 紛争処理のための資料及び紛争処理の記録の作成及び保存</p> <p>(7) 紛争処理結果の申請者等への通知</p> <p>(8) 紛争処理結果通知後の申請者等への説明</p> <p>(9) 関係機関との連絡調整</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、その他紛争処理のために必要な業務</p> <p>(秘密保持義務等)</p> <p>第22条 本機構の役員（紛争処理委員を含む。）及び職員並びにこれらの職にあった者は、紛争処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。</p> <p>なお、役員及び職員で紛争処理業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>(規程の変更)</p> <p>第23条 この規程は、理事会において出席した理事の過半数の決議によって変更することができる。</p> <p>2 前項の決議を行った場合には、行政庁の認可を受けなければなら</p>	<p>「き」を削除</p> <p>法改正（条ずれ）に伴う変更</p> <p>命令改正（条項新設）に伴う変更</p> <p>「よって」を「より」に変更</p> <p>命令第14条の2新設に伴う追記 命令第14条の2新設に伴う追記</p> <p>命令第14条の3新設に伴う追記 命令第14条の3新設に伴う追記</p> <p>「なお、」を第2項に変更 法律について法律番号を明記</p> <p>「よって」を「より」に変更</p>

改 正	現 行	備 考
<p>ない。</p> <p>附 則 (施行日) この規程は、本機構が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第23条の5の規定に基づく指定を受けた日から施行する。</p> <p>附 則 (施行日) この規程は、平成21年5月7日から施行する。(平成21年3月23日 自紛機東第20-189号)</p> <p>附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。(自紛機東第22-215号)</p> <p>附 則 (施行日) この規程は、平成31年3月27日から施行する。(平成31年3月12日 自紛機東第30-110号)</p> <p>附 則 (施行日) この規程は、令和4年9月1日から施行する。(令和4年8月10日 自紛機東第04-53号)</p>	<p>ない。</p> <p>附 則 (施行日) この規程は、本機構が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第23条の5の規定に基づく指定を受けた日から施行する。</p> <p>附 則 (施行日) この規程は、平成21年5月7日から施行する。(平成21年3月16日 自紛機東第20-186号)</p> <p>附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。(自紛機東第22-173号)</p> <p>附 則 (施行日) この規程は、平成31年3月27日から施行する。(平成31年3月27日 自紛機東第30-110号)</p>	<p>当機構の内部決済日及び稟議番号を記載していたが、「認可申請書」の申請日及び発信番号に訂正</p> <p>当機構の稟議番号を記載していたが、「認可申請書」発信番号に訂正</p> <p>当機構の内部決済日を記載していたが、「認可申請書」の申請日に訂正</p> <p>改正法・改正命令の施行日にあわせて施行</p>